

愛知県内の中小企業者の皆様へ

令和7年度  
募集  
案内

# 海外出願 補助金のご案内

特許

実用新案

意匠

商標

愛知県内中小企業のワンストップ支援機関である公益財団法人あいち産業振興機構では、県内中小企業者の国際的な事業展開に向けた支援のため、外国への出願に要する経費の一部を補助する制度を設け、補助を希望する企業を募集しています。

## 応募資格

県内に本社または事業所を有する中小企業者及びそれらの中小企業者で構成されるグループ

## 受付期間

一次募集	事前申込期間	令和7年5月7日(水) ▶ 6月3日(火)
	申請書提出期間	令和7年5月16日(金) ▶ 6月10日(火) 午後5時 <b>必着</b>
二次募集 (予定)	事前申込期間	令和7年7月1日(火) ▶ 7月28日(月)
	申請書提出期間	令和7年7月18日(金) ▶ 8月8日(金) 午後5時 <b>必着</b>

※応募前に「事前申込」(申請方法参照)を、必ず行ってください。

※二次募集は、一次募集の応募が多いときは実施しない場合があります。(6月下旬にHPにて発表)

※経済産業省が運営する補助金申請システム「JGrants (Jグランツ)」を一部活用した申請も可能になっています。

## 補助内容

### ◎ 補助対象となる出願

日本国特許庁に対して出願している特許、実用新案、意匠、商標について、同一の内容の出願を優先権主張(商標を除く)して、令和7年12月末までに外国特許庁へ出願するもの

※PCT出願に基づく国内移行及びマドプロ出願・ハーグ協定に基づく出願を含む

### ◎ 補助対象経費

外国特許庁への出願料、外国出願に要する代理人費用(現地・国内)、翻訳費用など

### ◎ 補助率

補助対象経費の2分の1以内

### ◎ 補助上限額

1企業あたり 300万円  
(複数案件の場合)

1案件あたり  
●特許出願……………150万円  
●実用新案・意匠・商標出願……………60万円  
●冒認出願対策目的の商標出願…30万円

## 申請方法

事前申込後、当機構からお送りする申請書に記載し、関連書類とともにメール(データ)にてお送りください。(事前申込の方法等、詳細は裏面を参照)

お問い合わせ先



公益財団法人あいち産業振興機構 新事業支援部 地域資源活用・知的財産グループ

TEL 052-715-3074 E-mail info-chiiki@aibsc.jp

☑ 詳細はこちらをご覧ください

URL <https://www.aibsc.jp/support/987/>



## 申請方法

- 1 補助金の詳しい内容につきましては、下記ホームページ及びホームページ内に掲載してあります交付要綱、募集要項等をご確認ください。
- 2 応募前に「事前申込」を、必ず行ってください。事前連絡の方法はホームページをご確認ください。



海外出願補助金募集HP

<https://www.aibsc.jp/support/987>



- 3 事前申込後、申請書類フォーマットと記入例等一式をメールにてお送りします。お送りしました申請書類を記載して、申請書提出期間以内にご提出をお願いします。
- 4 事前申込後の申請書類は、メール（データ）のみの受付となります。印刷物の提出は必要ありません。（データでの提出が難しい場合は、ご相談ください。）

## 申請の流れ



## その他注意事項

- 1 国内弁理士に出願を依頼される場合は、協力承諾書の提出が必要となります。協力承諾書を提出した国内弁理士は本補助金事業に協力をする義務を負うこととなりますので予めご注意ください。
- 2 共同出願の場合は、持分割合に応じた額（負担額の範囲内）を補助対象経費とします。
- 3 同一の案件について、他の国費、国費を財源とする支援（補助金等）を申請中のもの、採択を受けたものは申請できない場合があります。申請する出願について、他に補助を受けている場合（受ける予定の場合）は下記問い合わせ先に必ずお問い合わせください。
- 4 補助決定の日から、令和8年1月21日（水）までに、発注と支払を完了し、かつ経費の算出根拠や支払いの証拠書類等を添付した実績報告書を期日までに当機構に提出したものに限りま。
- 5 実際の出願手続き等において、当機構は一切の責任を負いません。  
※一次募集は当機構の審査委員会で審査の上、令和7年7月下旬ごろに補助対象先を決定する予定です。二次募集は、令和7年10月初めごろ決定を予定しています。

